

特別定額給付金の支給について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、特別定額給付金事業が実施されることとなりました。概要については以下のとおりです。

1. 給付対象者 令和2年4月27日において、西都市の住民基本台帳に記録されている方
2. 給付額 給付対象者1人につき**10万円**
3. 受給権者 住民基本台帳に記録されている方の属する世帯の**世帯主**
4. 申請方法
 - ①郵送申請
5月中旬以降に郵送される申請書に必要事項を記載し、**本人確認書類**（マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証等の写し）と振込先口座が確認できる**通帳またはキャッシュカードの写し**を添え、同封の返信用封筒で返送
 - ②マイナンバーカードを活用した**オンライン申請**
国において整備されたマイナポータル上の特別定額給付金の申請画面から電子申請

※感染拡大防止の観点から窓口での申請書の受理は、やむを得ない場合に限りま
5. 給付 申請書の内容を確認したうえで、申請者(世帯主)の本人名義の銀行口座に振り込みます。
6. 問合せ先 西都市新型コロナウイルス感染症対策室
35-3577、35-3578

(文書取扱：総務課)

子育て世帯への臨時特別給付金の支給について

「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」において、「子育て世帯に關しては、児童手当(本則給付)を受給する世帯に対し、その対象児童一人あたり1万円を上乗せする臨時特別の給付金を支給する」こととされました。

本給付金の支給を受ける方は、特に**申請等の手続きは必要ありません**(ただし、公務員の方は所属長の証明を受けた申請書を提出してください)。支給については、児童手当で指定している口座に振り込まさせていただきます。

対象となる方には、文書を送付します(現況届に同封)。

受給を辞退する方は、現況届に同封している臨時給付金受給拒否届出書を6月12日(金)までに福祉事務所 子育て支援係へ提出してください。

～受給に当たってのQ&A～

- 申請は必要ですか。
→今回、支給を受けるにあたって、改めて申請は不要です。
- うちの子どもは対象になりますか。
→対象となるのは、令和2年4月分の児童手当の対象となる児童です。同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合等も対象となります。
- いくらもらえますか。
→対象児童一人につき、一時金として1万円を支給します。
- どのようなかたちでもらえますか。
→令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している口座に振り込みます。

(文書取扱・問合せ：福祉事務所 子育て支援係 32-1021)

子育て世帯への商品券配布について

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、新たな経済的負担が生じている子育て世帯を支援するため、商品券（ギフト券）を配布いたします。概要については以下のとおりです。

1. 配布対象者 平成14年4月2日以降に生まれた方（0歳児～高校生等。ただし、令和2年4月27日において西都市の住民基本台帳に記載されている方に限り）の属する世帯の世帯主
2. 配布内容 平成14年4月2日以降に生まれた方1人につき、西都商工会議所が発行する商品券（ギフト券）5千円分
3. 配布方法等 配布方法等の詳細は、後日お知らせいたします。
4. 問合せ先 西都市新型コロナウイルス感染症対策室
35-3577、35-3578

（文書取扱：教育政策課）

新型コロナウイルス感染症の影響により 市営住宅家賃の支払いが困難な方へ 市営住宅家賃の納付相談について

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯収入が著しく減少し、市営住宅の家賃のお支払いについてお困りの方につきましては、お支払い方法の相談を受け付けいたします。また、家賃の減免、収入変動に伴う家賃の減額ができる場合がありますので、建築住宅課へお問合せください。

（文書取扱・問合せ：建築住宅課 住宅係 43-0379）

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ 地方税の徴収猶予の「特例制度」について

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

（注）事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

- 対象となる方
以下の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者が対象となります。
①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。
（注）「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。
- 対象となる地方税
・令和2年2月1日から同3年1月31日までに納期限が到来する市県民税、固定資産税、国民健康保険税などほぼすべての税目が対象になります。
・上記のうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。
- 申請手続等
・関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに税務課に申請書を提出してください。
・申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきます。また、郵送による受付も行います。
・申請書は市ホームページより取得できます。

（文書取扱・問合せ：税務課 納税係 32-1001、32-1002）

新型コロナウイルス感染症の影響により上下水道料金の支払いが困難な方へ 上下水道料金の納付相談について

- 上下水道料金／全ての個人・法人のお客様につきまして、今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、上下水道料金のお支払いが困難となった方は、支払い猶予や分割納付などのご相談に応じますので、上下水道課までご連絡下さい。
- 閉 栓／今回の新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に休業をされます法人・事業者様につきましては、その期間中に上下水道をご使用されない場合、「閉栓」の手続きをすることで、休業期間中の上下水道料金が発生しないようにすることができます。手続きにつきましては、お電話のみで受付できます。上下水道ご契約者ご本人様、もしくはご関係者様から上下水道課までその旨ご連絡下さい。上下水道料金は通常使用した月から2ヶ月遅れのご請求をしていますので、閉栓手続き時に発生する料金については後日ご精算を頂くこととなります。
- そ の 他／詳細につきましては、上下水道課 営業係（43-1325）までお問合せください。 （文書取扱：上下水道課 営業係）

生活福祉資金（緊急小口資金等）の 特例貸付のお知らせ

生活福祉資金貸付制度では、新型コロナウイルス感染症の影響により、休業や失業等で日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、緊急小口資金等の特例貸付を実施しています。

貸付に関するご相談は、以下の問合せ先までご連絡ください。

【お問合せ先】

社会福祉法人 西都市社会福祉協議会
生活支援課 相談サポート係 43-4613
午前9時～午後4時（土日祝日を除く）

※厚生労働省のコールセンターもご利用いただけます。

個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター
0120-46-1999

受付時間 午前9時～午後9時（土日祝日含む）

（文書取扱：福祉事務所）

新型コロナウイルス感染症の影響により生活にお困りの方へ 住居確保給付金のご案内

住居確保給付金とは…

離職・廃業から2年以内または休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方に一定期間、家賃相当額を家主さんに支給します。

【要件】

- ・ 離職、廃業をした日から2年以内、またはやむを得ない休業等により、収入を得る機会が減少していること
- ・ 資産が一定額以内、かつ、収入基準額を超える収入を得ていないこと
- ・ 上記の状態になる前に、世帯生計を主として維持していたこと

※詳細につきましては、以下相談窓口にご相談ください。

福祉事務所 生活困窮者自立相談窓口 35-3070

受付時間 月～金曜日の午前9時～午後4時（祝日を除く）

※相談の際は、電話で連絡してからお越しください。

（文書取扱：福祉事務所）

新型コロナウイルス感染症対策 西都市飲食サービス業テイクアウト等 プレミアム付商品券を発行します

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、厳しい状況にある市内飲食店の活性化を図るため、飲食サービス業が実施するテイクアウトや宅配等の商品を対象として、プレミアム付商品券を発行します。

商品券内容

- ① 6,000円分（500円券×12枚綴り）の商品券を5,000円で販売。プレミアム率は20%です。
- ② 参加店舗は決定次第、商工会議所ホームページや新聞折込等でお知らせいたします。

販売方法

- ① 販売総額…2,400万円（20%のプレミアム分含む）
- ② 西都商工会議所や西都市三財商工会の窓口で販売
- ③ 購入限度額…1人2万円まで（ただし、複数回購入可能）
- ④ 発行額に達した場合は商品券販売終了となります。
- ⑤ 販売開始日…5月20日（水）
- ⑥ 使用期間…11月15日（日）まで

※参加店のテイクアウト及び宅配商品が対象であり、店内飲食ではご利用できません。

【お問合せ先】

西都市プレミアム付商品券発行业実行委員会
（西都商工会議所内） 43-2111

（文書取扱：商工観光課）

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者の皆様へ 事業継続給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、特に厳しい経営状態に直面している市内事業者の経営継続を支援するため、売上が大きく減少した事業者に対して給付金を支給します。

対 象 者	市内で事業を営んでいる事業者で次のいずれかに該当するもの (1)平成31年1月1日以前に営業を開始した者 令和2年2月～5月のいずれかの月の売上が前年比75%（飲食サービス業・宿泊業は概ね30%）以上減少しているもの (2)平成31年1月2日から令和2年1月31日までの間に営業を開始した者 営業開始から令和2年2月までの売上のうち最も高い月の売上と令和2年3月～5月までのいずれかの最も低い月との売上を比較して75%（飲食サービス業・宿泊業は概ね30%）以上減少しているもの
助成の額	10万円
申請の期間	6月30日（火）まで
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ■ 飲食サービス・宿泊業等事業継続給付金交付申請書兼請求書 ■ 前年度確定申告書の写し、最近の売上台帳など売上が減少したことを証する書類 ■ その他必要と認める書類

（文書取扱・問合せ：商工観光課 産業振興係 43-3222）

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者の皆様へ 賃貸料（家賃、地代）の一部を助成します

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、厳しい経営環境にある市内商工業者の安定的な経営継続を支援するため、市内の店舗等を賃貸して事業を営んでいる事業者の賃貸料（家賃、地代）の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■市内の店舗等（家賃、地代）を賃貸して事業を営んでいる商工業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月～5月の売上が前年同月比で概ね30%以上減少している月が1月以上あるもの ■市内で事業を営む中小企業者（法人の場合は市内に本社を有する者） ■市内において、市税を完納している者
助成の額	<ul style="list-style-type: none"> ■通常の家賃に対して1/2（上限2万円/月） ■申請の月から起算して3ヶ月分（千円未満の端数切り捨て）
申請の期間	6月30日（火）まで
必要書類等	<ul style="list-style-type: none"> ■店舗等賃貸料助成金交付申請書兼請求書 ■助成の対象となる店舗等の賃貸借契約書の写し ■前年度確定申告書の写し、最近の売上台帳等 ■市税納入状況の確認に関する同意書 ■その他必要と認める書類

※店舗等賃貸料減額助成金

店舗等の所有者が、対象事業者の賃貸料を減額した場合、所有者に対して別途減額した賃借料の1/2（上限1万円/月）を3ヶ月間助成します。詳細は右記をご覧ください。

（文書取扱・問合せ：商工観光課 産業振興係 43-3222）

新型コロナウイルス感染症で影響を受けた事業者の 家賃を減額した家主の皆様へ 減額した家賃の一部を助成します

新型コロナウイルス感染症により影響を受け、市内の店舗等を賃貸して事業を営んでいる事業者の家賃を減額した家主の方に対して、減額した家賃の一部を助成します。

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ■市内の店舗等（※）を賃貸して事業を営んでいる商工業者であって、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月～5月の売上が前年同月比で概ね30%以上減少している月が1月以上あるもの <u>上記の事業者に店舗等を賃貸しており、賃貸料の減額をした家主</u> ※店舗等、店舗の敷地及び事業に必要な駐車場 ■市税を完納している者（納期限が令和2年1月1日まで）
助成の額	<ul style="list-style-type: none"> ■減額した賃貸料（減額分）の1/2（上限1万円/月） ■令和2年6月～9月のうち連続した3ヶ月以内分を助成します（月額ごとに千円未満の端数切り捨て）。 ■助成金は、精算払いとなります。
申請の期間	6月30日（火）まで
必要書類等（申請時）	<ul style="list-style-type: none"> ■店舗等賃貸料減額助成金交付申請書 ■助成の対象となる店舗等の賃貸借契約書の写し ■市税納入状況の確認に関する同意書 ■その他必要と認める書類
必要書類等（請求時）	<ul style="list-style-type: none"> ■店舗等賃貸料減額助成金実績報告書兼請求書 ■減額後の店舗等賃貸料の受領を証する書類（領収書等） ■その他必要と認める書類

（文書取扱・問合せ：商工観光課 産業振興係 43-3222）

児童手当の現況届を提出してください

6月は児童手当の現況届を提出する月です。手当を受けている方は現況届を提出する必要があります。提出をされない場合は、6月以降の児童手当が支給されません。

なお、対象者には福祉事務所から案内・届出用紙等を郵送します。

今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の為、郵送での提出をお願いします（今年度のみ対応です）。

【提出するもの】

- ・現況届用紙
- ・受給者の健康保険証コピー（今年度は郵送での提出の為、国民健康保険加入の方も保険証のコピーを提出してください。）
- ・別居監護申立書（児童と別居している方だけに同封しています。）

【提出期間】

6月1日（月）～30日（火） ※6月30日（火）必着

※ご不明な点がございましたら、以下までお問合せください。

（文書取扱・問合せ：福祉事務所 子育て支援係 32-1021）

麻しん・風しん予防接種を受けましょう

麻しん（はしか）は感染力が大変強い感染症です。主な合併症として、気管支炎、肺炎、中耳炎、脳炎などがあります。

風しんは、かぜ症状、発疹、発熱など麻しん（はしか）に比べると軽い症状で済みますが、まれに血小板減少性紫斑病や脳炎などの重い合併症を引き起こすことがあります。

麻しん・風しん混合ワクチンは2回の接種が必要です。

内容	対象者	回数
麻しん風しん 混合ワクチン (MR)	1期 1歳代	1回
	2期 小学校に入学する前の1年間、 いわゆる年長児	1回

【接種上の注意】

1. 接種を希望される医療機関に電話で予約をしてください。
西都市内の医療機関
1期・2期・・・いわみ小児科医院
2期のみ・・・大塚病院
※市外にかかりつけ医がある場合は、市外でも受けることができます。
2. 母子健康手帳を必ず持参してください。
3. 1期については、2歳の誕生日より有料（約1万円）になります。
2歳の誕生日の前日までに接種しましょう。
2期については、令和3年3月31日（水）まで無料で受けられます。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

日本脳炎の定期予防接種はお済みですか

日本脳炎ウイルスをもっている豚を刺した蚊に刺されることで感染します。感染者のうち、100～1,000人に1人が脳炎を発症し、高熱や意識障害、けいれんなどが現れます。また、麻痺などの後遺症が残ることや命を落とす可能性もあります。

	対象者	標準的な接種期間	回数
第1期初回	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者	3歳	2回
第1期追加	生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（1期初回終了後おおむね6月以上おく）	4歳	1回
第2期	9歳以上13歳未満の者	9歳	1回

※3歳、4歳になるお子さんは、お早めに接種されることをお勧めします。
※対象の期間に接種される場合は、無料で接種することができます。

平成12年4月2日～平成19年4月1日に生まれた方は、平成17年度～平成21年度の積極的勧奨の差し控えのため、日本脳炎の予防接種が不十分になっています。

母子健康手帳で接種歴をご確認いただき、接種が不足している方は20歳の誕生日の前日まで無料で接種することができます。

※令和2年度に18歳（平成14年4月2日～平成15年4月1日生まれ）になる方は、第2期接種の積極的勧奨の対象となります。対象者には5月中旬に個別通知しますので、ご確認ください。

○接種を希望される方は、医療機関に電話で予約をしてください。

<市内の医療機関> 1期・2期：いわみ小児科医院
2期のみ：東米良診療所

※市外にかかりつけがある場合は、市外でも受けることができます。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

～65歳以上の方へ～

東米良地区結核検診（レントゲン撮影）の

ご案内

結核は、誰でもかかる可能性のある病気です。結核予防のために年に1回は結核検診を受けましょう。

6月に東米良地区にお伺いして結核検診を行います。対象者は今年度65歳以上になる方です。対象者には受診票（A4サイズ）を5月中旬に封書で郵送します。都合の良い日時に受診票を持参して受診してください。

※医療機関で受診された方は必ず受診票に証明印をもらい、検診場所（検診日時のみ）か健康管理課もしくは支所に提出してください。

検診日程	検診時間	検診場所
6月1日（月）	9時30分～9時50分	岩井谷小跡
	10時45分～11時	尾八重小中跡
	13時10分～13時40分	児湯広域森林組合ゆず事業所
6月2日（火）	9時30分～9時50分	古佛所バス停（下り）前
	10時15分～10時30分	八重公民館入り口
	11時～11時20分	尾吐バス停（下り）前
	11時30分～11時50分	銀上小学下
	13時30分～14時	銀鏡診療所

※東米良地区以外の日程については、「知っ得ガイド」をご覧ください。

※今まで職場等でレントゲン検診を受けられていた方で、退職されてレントゲン検診を受ける機会のない方などは、結核検診受診票がなくても受けることができますので、直接検診場所にお越し下さい。

※東米良地区の結核検診は予定どおり実施する予定ですが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止への対応として、延期または中止させていただく場合があります。

（文書取扱・問合せ：健康管理課 健康推進係 43-1146）

各支所で

マイナンバーカード交付申請受付ができます

市民課では、マイナンバーカードの交付申請受付（写真撮影含む）を無料で行っています。申請時に一度来庁するだけで、マイナンバーカードが本人限定受取郵便でご自宅に届きます。ただし、申請から約1か月程度日数がかかります。

各支所でもマイナンバーカードの交付申請受付（写真撮影含む）ができます。この機会に、マイナンバーカードを作ってみませんか。

マイナンバー申請交付等には、約30分程度かかりますので、事前に電話予約が必要です。予約のない方は、お断りする場合があります。

●市民課 マイナンバー係	35-3020
●穂北支所	43-1113
●三納支所	45-1111
●都於郡支所	44-5222
●三財支所	44-5111
●東米良支所	49-3031

【休日申請・交付】

平日に都合がつかない方は本庁（市民課）窓口で申請等ができます。ただし、マイナンバー申請交付等には、約30分程度かかりますので、事前に電話予約が必要です。予約のない方は、お断りする場合があります。

日時：5月24日（日）9時から正午、13時から15時
6月14日（日）9時から正午、13時から15時
6月28日（日）9時から正午、13時から15時

予約・問合せ：市民課 マイナンバー係 35-3020

（文書取扱：市民課）

生ごみ処理機器購入費の補助について

西都市では可燃ごみ減量を図るため、生ごみ処理機器購入費に対する補助を行っています。随時、生活環境課において申請を受け付けておりますので、ご利用ください。

【補助金額】

コンポスト	購入金額の1/2（上限5千円）
電動生ごみ処理機	購入金額の1/3（上限2万円）

【補助対象金額】

本体購入価格（送料、長期保証料、ポイント還元等による割引分、設置・工事費等は補助対象外）

【補助の対象】

- ・補助対象者は、市内に居住し、住民基本台帳に記録されている者
- ・コンポストは一世帯につき2基、電動生ごみ処理機は一世帯につき1基を限度とします。

【申請に必要なもの】

- ・領収書（商品名、金額、購入日、購入店名が記載された領収書の原本（申請日よりさかのぼって30日以内の領収書に限ります。なおインターネット購入の場合は、利用明細書並びに口座引落とし後の金額が判るもの）
- ・購入したものがわかるカタログや取扱説明書等
- ・申請者本人の通帳（補助金は口座振込になります）
- ・印鑑（認めでかまいません。シャチハタなどインキ浸透印は不可）
- ・世帯員の市税完納証明書（税務課にて発行しております）

（文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485）

5月30日～6月5日は 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」・ 「ごみ減量・リサイクル推進週間」です

5月30日「ごみゼロの日」から6月5日「環境の日」を全国ごみ不法投棄監視ウィークとして不法投棄の監視強化、啓発活動に関係機関と連携して取り組みます。

○市の取り組み

- ・不法投棄防止の啓発活動
- ・不法投棄監視パトロールの強化
- ・監視カメラの設置

市では、日頃よりごみの不法投棄撲滅のために監視活動（パトロールなど）による早期発見、未然防止に取り組んでいますが、この期間は、パトロールをいっそう強化するなど、不法投棄の未然防止に努めます。

○ごみの不法投棄は犯罪です（「ポイ捨て」も「不法投棄」です）

「不法投棄」とは、要らなくなったものを自分勝手に道路や山林などに捨てることをいいます。

不法投棄を行うと「5年以下の懲役」または「1,000万円以下の罰金」又はこの両方の罰則が科せられることがあります。不法投棄は絶対に行わないでください。

【ごみ減量・リサイクル推進週間】

また、同一週間は「ごみ減量・リサイクル推進週間」です。ごみの減量やリサイクル（再生利用）の推進に取り組みましょう。

「食材を買いすぎず、食べ残しはしない」、「生ごみを出す際には、しっかりと水切りを行う」などできるだけ工夫をしていただき、今まで以上にごみの減量やリサイクルに取り組みましょう。

（文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485）

家電リサイクル法について

特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）は、一般家庭や事務所から排出された家電製品から、有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減らすとともに、資源の有効利用を推進することを目的とした法律です。

家電リサイクル法対象製品の適正処理にご協力をお願いします。

■対象となる家電製品

- エアコン（室外機も含む）
- テレビ（ブラウン管・液晶・プラズマ等）
- 冷蔵庫・冷凍庫
- 洗濯機・衣類乾燥機

■廃棄の方法

（1）新しい製品に買い換える場合

購入するお店で引き取っていただけますので、お店にお尋ねください。

（2）購入したお店がわかる場合

購入したお店にご相談ください。

（3）購入したお店が不明・遠方等の理由で引渡しができない場合

郵便局にてリサイクル料金をお支払いの上、指定引取場所へ直接個人搬入するか、西都市粗大ごみ置き場へ直接個人で搬入してください。

これらの対象品目を廃棄する際には、リサイクル料金を支払い、引き渡すこととなります（お店によってはリサイクル料金とは別に収集・運搬料や保管料等の手数料を求められることもあります）。

なお、西都市粗大ごみ置き場へ搬入する際には、市の条例で定める手数料（特定家庭用機器廃棄物処理手数料）を西都市粗大ごみ置き場にて別途お支払いいただくこととなります。

また、ご自分で「粗大ごみ置き場」へ搬入できない方は、西都市が許可を出している一般廃棄物収集運搬許可業者（有料）を紹介させていただきますので生活環境課にお問合せください。

（文書取扱・問合せ：生活環境課 43-3485）

6月1日～7日は水道週間です

蛇口をしめても水がポタポタ漏れる、蛇口をきつくしめないと水がとまらない等でお困りの高齢者の方へ

上下水道課では、水道週間の一環として、**高齢者世帯の蛇口キスコマの交換を無料で行います。**

対象世帯：75歳以上の高齢者のみの世帯で、市の水道に加入している方

申込期間：5月18日（月）～29日（金）※土日を除く

実施期間：6月1日（月）～5日（金）

申 込 先：上下水道課 水道工務係 43-1326

※高齢のためキスコマ交換が自分で出来ない方が対象です。自分で交換可能な方や蛇口本体等の修理には対応出来ません。また、お湯と水の蛇口が一体型になっている『シングルレバー』タイプのキスコマ交換は出来ませんのでご了承下さい。

その他、質問があれば電話にてお問合せ下さい。

水道水使用に関するお願い

◎水道管と井戸の接続はしないで下さい

水道管と井戸水などの管を直接接続する事をクロスコネクションと言います、水道法により禁止されています。

※水道管と井戸水などの管の間にバルブ等があっても同様です。

◇クロスコネクションによる事故例

・井戸水が水道管に流れ込んだために、水道水が汚染され、周囲の家庭で病気が発生した。

・水道水が井戸へと流れ込み、水道料が異常に高額になった。

上記のような事故が実際に他の市町村で起こっていますので、クロスコネクションの防止をお願いします。

◇すでに自宅がクロスコネクションになっている場合

・水道水のみを使用にし、井戸使用を中止し、配管を切り離す。

・水道水の配管と井戸水の配管を完全に別にする。

などの修繕を水道業者に連絡し、速やかに行ってください。

（文書取扱・問合せ：上下水道課 水道工務係 43-1326）

電動アシスト自転車用バッテリーパックの一部製品におけるリコールについて

パナソニック株式会社から、電動アシスト自転車用バッテリーの一部製品におけるリコールについて、情報提供を受けましたのでお知らせします。当該リコール対象製品については、火災に至る事故も発生しておりますので、所有されている電動アシスト自転車用バッテリーが対象製品に該当しないか、以下の外部リンクでご確認ください。なお、本件の原因や問合せ先等は以下のとおりです。

【事故原因】

当該バッテリーパックのインナーパック内の空気に含まれる湿気水分が徐々に電池セルのカシメ部から浸入し、電解質と反応することで生成された強酸性物質により安全弁の腐食が進行して開裂した後、安全弁から更に浸入した水分と、電解質及び電極材が反応し電極板の膨化による面圧上昇と微細な金属物質による内部短絡で発火に至る可能性がある。

【対策内容】

バッテリーパックの交換

【当該製品のリコールに関する問い合わせ先】

パナソニック株式会社 0120-870-355

URL：<https://panasonic.co.jp/ls/pct/info/eb3/>

（文書取扱・問合せ：消防本部 予防課 予防係 43-2477）

高鍋年金事務所が出張年金相談を行います

予約が必要ですので

高鍋年金事務所に電話でお申込みください

高鍋年金事務所では、年金に関する各種手続きについて出張相談を行っています。老齢厚生年金・遺族厚生年金などの手続きや相談もできますので、ご利用ください。なお、予約が必要ですので高鍋年金事務所に電話でお申込みください。

【相談日】6月18日（木） 次回は7月16日（木）

【時間】10時～12時、13時～15時

【場所】市民課 年金係

※新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止対策のため、中止になる場合があります。

年金相談は事前に電話予約が必要です

【予約先】

高鍋年金事務所 0983-23-5111

【予約方法】

- 相談日の1カ月前から受付します。
(例：6/18の相談日の場合は、5/18から受付開始)
- 電話予約の時には、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日・電話番号・相談内容をお知らせください。
また、年金相談日に持参するものをご確認ください。
- 相談日にはできるだけ本人がおいでください。
代理の場合は、委任状・代理の方の身分証明書（運転免許証など）をご用意ください。

(文書取扱：市民課)

司法書士による消費生活無料相談をご利用ください

西都市では司法書士による無料の消費生活相談を行っています。借金問題、訪問販売や架空請求による被害などでお困りの方は是非ご利用ください。

○日 時：6月2日（火）13時～16時
次回は、7月7日（火）13時～16時
※相談時間はお一人約30分です。

○場 所：西都市コミュニティセンター1階 相談室

○申込先：生活環境課 市民生活係 43-1589

※予約の方が優先となりますので、必ず事前にお電話ください。

(文書取扱：生活環境課)

行政相談のご案内

行政相談所では、国・県・市町村、独立行政法人、特殊法人（JR、日本郵便株式会社等）の仕事について、皆様から受けた苦情や意見・要望などを公正・中立な立場から、解決や実現を促進するお手伝いをしておりません。相談は無料で、秘密は厳守いたしますので、お気軽にご相談ください。

〈定例行政相談所〉

日時：6月11日（木）午前10時～12時
次回は、7月9日（木）午前10時～12時

場所：西都市コミュニティセンター1階 相談室

(文書取扱・問合せ：生活環境課 市民生活係 43-1589)